

緊急通報装置について

1 緊急通報装置（本体・ペンダント・煙感知器）

2 緊急通報装置 および 熱感知センサー

対象者

次の①～⑤の要件をすべて満たす方

①身体障がい者手帳1級～2級所持者

（肢体、視覚及び内部）

または体幹機能障がい3級所持者

②市内に居住し、住民票をおいている方

③独居で、緊急通報体制が必要と認められる方

④市民税所得割非課税世帯の方

⑤固定電話を自宅に設置し、回線契約をしている方



【緊急通報装置】

（本体・ペンダント・煙感知器）



【熱感知センサー】

生活動線に設置し、
体温を24時間感知しなければ、
市の受託事業者である
警備会社に通報

3 モバイル端末型緊急通報装置

※固定電話の回線を有していない方

対象者

上記①～④の要件をすべて満たし、固定電話回線契約を有していない世帯に属する方



【モバイル端末型緊急通報装置】

ひもを引くと緊急通報が受信センターに送信され、安否確認の電話がかかってくる。
着信から3秒後に自動的に接続し、通話可能

緊急通報装置の利用イメージ



利用者

通報

状況確認

かけつけ

受託事業者

24時間対応



必要に応じて
出動要請

連絡



消防署

緊急連絡先

留意事項

- ・原則**固定電話の設置**および**回線契約**が必要です。（モバイル端末型を除く）
- ・**玄関等の合鍵**が必要です（機器設置時に警備会社へ預けます）。

問合せ 高槻市 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 電話 072-674-7164
（市役所本館1階13番窓口）